

「人権教育のための国連 10 年京都市行動計画」策定以降の
各重点課題における現状と課題、今後の方向

京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会事務局

平成 16 年 8 月

- ・ 「人権教育のための国連 10 年京都市行動計画」(平成 10 年度末策定) が策定されて以降 , 計画に重要課題として掲げた八つの課題について , 京都市の関係部局の総括を基に作成
- ・ 「行動計画策定以降の法制度等の動向」は , 現行動計画が策定されて以降に整備された , 主な法制度等について , 「世界的な動き」 , 「国による法制度等」 , 「京都市の条例 , 計画等」の別に記載
- ・ 「課題」 , 「今後の方向」には各項目の末尾に該当する部局を記載

目 次

1 . 女性	P 2 ~
2 . 子ども	P 4 ~
3 . 高齢者	P 6 ~
4 . 障害者	P 9 ~
5 . 同和問題	P 12 ~
6 . 外国人	P 15 ~
7 . HIV 感染者	P 17 ~
8 - 1 . 現代の社会における多様な人権問題 (0157 感染者 , 医療分野)	P 18 ~
8 - 2 . 現代の社会における多様な人権問題 (ホームレス)	P 19

ホームレスについては , 計画策定時は「現代の社会における多様な人権問題」の中に含まれていたが , 京都市において新たにホームレスに関する計画が策定されたため , 別項目とし , 枝番を付した。

1. 女性

行動計画策定以降の法制度等の動向

1 世界の動向

平成 11 年 「女子差別撤廃条約選択議定書」採択

平成 12 年 女性 2000 年会議

2 国の動向

平成 11 年 「男女共同参画社会基本法」

平成 12 年 「男女共同参画計画」

平成 12 年 「人権教育及び啓発に関する法律」(各課題に共通するため以後の分野では省略)

平成 13 年 内閣府に男女共同参画局及び男女共同参画会議設置

平成 13 年 「配偶者暴力防止法」

平成 14 年 「人権教育・啓発に関する基本計画」(各課題に共通するため以後の分野では省略)

3 京都市の動向

平成 14 年 「男女共同参画推進プラン」(文化市民局)

平成 14 年 「学校における人権教育をすすめるにあたって」(教育委員会)

平成 14 年 「指導の重点」に男女平等教育の項目を設定 (教育委員会)

平成 15 年 「京都市男女共同参画推進条例」(文化市民局)

課題

1 「男は仕事、女は家庭」といった男女の多様な生き方を制約する社会制度・慣行等が、今なお存在する中、男女が等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、多様な生き方を阻む要因となる性別による固定的な役割分担を反映した制度や慣行を見直す必要がある。(文化市民局)

2 働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のためのひとつの手段であり、その権利は男女を問わず保障されなければならない。経済的自立に向けて、就職・再就職・就業継続のための能力開発において、男女が性別によって不利な扱いをされることなく、安心して働き続けられるようにするとともに、家庭と仕事等との両立を図ることができるようとする必要がある。(文化市民局)

3 男女が、様々な分野に参画していくことは、男女共同参画社会の形成にとって重要である。政策・方針等あらゆる場での意思決定過程に、男女が対等なパートナーとして参画できるようにするためには、男女が、個人として能力を発揮する機会が積極的に提供される必要がある。(文化市民局)

4 「男女の特質の違いを基盤として」という視点が弱く、「みんな平等」・「違いをつくってはいけない」と指導する傾向が見られる。(教育委員会)

5 近年、わが国におけるHIV感染者、エイズ患者の数は、先進国の中で唯一増加傾向が見られ、積極的な予防施策を講じることが急がれている。男女平等の一環として、学校教育だけでなく、学校・家庭・地域が連携した性教育の充実が重要となっている。(教育委員会)

今後の方向

- 1 市民・事業者に対し、男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動をより積極的に進めていくとともに、性別による人権侵害の防止や被害者の支援に努める。(文化市民局)
- 2 男女が、性別によって差別されることなく、安心して働き続けることができるよう、広報・啓発活動・研修を行うことによって、事業者に対し、自主的な取組を促進するとともに、家庭と仕事の両立支援を進める。(文化市民局)
- 3 具体的な登用計画の策定によって、本市審議会等における女性委員の登用を進めるとともに、男女が共に様々な方針の決定に参画できるよう支援に努める。(文化市民局)
- 4 学校教育活動の中で当然指導すべき「男女の特質の違いを基盤として」という視点が弱く、取組の更なる充実を図る。(教育委員会)
- 5 固定的な性別役割分担意識を温存、助長する面がないか、点検し強化し改善を図る。(教育委員会)
- 6 家庭・地域の果たす役割の重要性を踏まえ、連携を強化する。(教育委員会)
- 7 子どもたちの性に関する意識や実態を的確に把握し、実態に即した性教育を、男女平等の一環として学校・家庭・地域の連携の下に推進していく。(教育委員会)

2. 子ども

行動計画策定以降の法制度等の動向

〔保健福祉関係〕

1 国の動向

- 平成 11 年 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」
平成 14 年 「少子化対策プラスワン」策定
平成 15 年 「次世代育成支援対策推進法」及び「改正児童福祉法」公布
平成 16 年 「改正児童虐待防止法」

2 京都市の動向

- 平成 16 年「新 京（みやこ）・子どもいきいきプラン」（仮称）策定（予定）

〔教育関係〕

1 国の動向

- 平成 15 年 「今後の不登校への対応の在り方について（不登校問題に関する調査研究協力者会議報告）」

2 京都市の動向

- 平成 11 年 家庭支援・子ども虐待防止への教職員手引書（心と体を救う）作成，京都市不登校児童・生徒適応支援連絡協議会」
平成 13 年 子ども虐待早期解決を目指した教職員研修資料（心と体を救う）作成
平成 13 年 「学びのパートナー」：別室登校の児童生徒を対象に，学生ボランティアを派遣
平成 14 年 「学校における人権教育をすすめるにあたって」
平成 15 年 「子どもが虐待から身を守ることを目指した実践事例集（心と体を救う）」作成，京都市教育相談総合センター（こども相談センター・パトナ）開設

課題

- 1 子育て家庭における育児不安や負担感の増大，地域における子育て力の低下により，すべての家庭に対する子育て支援が必要となっている。（保健福祉局）
- 2 保護者を初めとした，身近な大人による人権侵害が子どもの成長に与える影響は大きいことから，特に社会問題化している児童虐待については，その予防や早期発見・早期対応にとどまらず，保護者の指導や虐待を受けた児童の自立の支援への取組が必要である。（保健福祉局）
- 3 不登校は近年ほぼ横ばいだが，引き続き憂慮すべき状況にある。小学校時にその兆候が現れていることも多く，小中が連携して実態を把握する必要がある。（教育委員会）
- 4 いじめについては，数的には減少しているが，「悪質な悪戯」は減少しておらず，内面に抱えている不満やストレスは高い。（教育委員会）

- 5 子どもの人間関係や状況が見えにくく、発見・対応を遅らせている。(教育委員会)
- 6 虐待で表面化する事例は氷山の一角である。学校の果たすべき役割の重要性を自覚し、地域や関係機関との連携をさらに深めていく必要がある。(教育委員会)

今後の方針

- 1 平成15年に公布された「次世代育成支援対策推進法」及び「改正児童福祉法」の基本理念を踏まえ、現行の「京都市児童育成計画 京(みやこ)・子どもいきいきプラン」に替わる新たな計画を策定し、子どもと子育て家庭への支援の推進に一層努める。(保健福祉局)
- 2 身近な地域レベル、行政区レベル及び全市レベルに重層的に構築されたネットワークの中で児童虐待の予防・早期発見から、虐待を受けた児童の自立支援の取組を充実する。(保健福祉局)
- 3 引き続き様々な施策を推進するとともに、新たな事業を展開し、さらなる課題解決を図る。
洛風中学校開設(16年10月): 国の構造改革特区制度を活用し、教育課程を弾力化した、不登校生徒のための中学校を開設する。(教育委員会)
- 4 子どもと親の相談員(16年度~): いじめや不登校などの早期発見・早期対応を図るため、小学校に相談員を配置する。(教育委員会)
- 5 虐待防止に向けた教職員の認識を深める研修の充実と子ども自身が虐待を回避する力の育成を目指す。(教育委員会)
- 6 地域や関係機関との連携のもと、虐待を行った保護者への支援の充実を図る。(教育委員会)

3. 高齢者

行動計画策定以降の法制度等の動向

〔保健福祉関係〕

1 世界の動向

平成 11 年「国際高齢者年」

平成 14 年「第 2 回高齢化に関する世界会議」(第 1 回は 1982 年)

2 国の動向

平成 11 年「今後 5 か年間の高齢者保健福祉施策の方向 (ゴールドプラン 21)」

平成 12 年「介護保険法」及び「民法(改正)」(成年後見制度) 施行

平成 13 年「高齢社会対策大綱」(旧大綱は 1996 年)

3 京都市の動向

平成 15 年「京都市民長寿すこやかプラン」(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

〔都市計画関係〕

1 国の動向

平成 12 年 「21 世紀の豊かな生活を考える住宅・宅地政策について」住宅宅地審議会答申

平成 13 年 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」制定

平成 13 年 「高齢者向け優良賃貸住宅制度」創設

平成 13 年 「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」国土交通省告示第 1301 号

平成 15 年 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」改正

2 京都市の動向

平成 12 年 「京都市高齢者向け優良賃貸住宅制度」創設

平成 16 年 「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」制定

課題

- 1 急速かつ著しい高齢化をはじめ、核家族化の進行、寝たきりや痴ほう性高齢者介護を要する高齢者や一人暮らしの高齢者の増加など、高齢者や家族を取り巻く社会環境は大きく変化している。一方で、生きがいのある生活や社会参加を望む高齢者が増加している。(保健福祉局)
- 2 建築福祉に関して、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」「京都府福祉のまちづくり条例」「京都市建築基準条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」の四つの制度が輻輳しているため、これらを市民にわかりやすく再編する必要がある。(都市計画局)
- 3 京都市の市営住宅における全入居者に対する高齢者の割合は、京都市全体の人口に対する高齢者の割合と比較して大きく、この割合は今後ますます進行していくと予想され、これにより更なるバリアフリー化の促進が必要となる。また、団地内住民のコミュニティの弱体化を防ぐため、団地内のコミュニティの再生を図る必要もある。(都市計画局)

- 4 学校教育において、子どもたちが高齢者の問題を自分自身の問題として理解するとともに、高齢者とふれあう中で感謝や尊厳の心を育むことが求められている。(教育委員会)

今後の方向

- 1 高齢者が安心して暮らせる長寿社会を形成していくため、介護サービスの基盤整備を進めるとともに、高齢者の自立を支援し、生きがいのある生活を送れるよう高齢者の社会参加や自己実現を促進するための対策に取り組む。(保健福祉局)
- 2 社会参加を保障するための移動の自由の確保をはじめとした住環境の整備など(都市計画局と共に)を進めるとともに、世代間の理解や交流などによる「心」のバリアフリー化を目指した取組を進めていく。平成15年3月に策定した京都市民長寿すこやかプランに、平成19年度までの介護サービスの整備目標量を定めるとともに、施策事業を項目として掲げたところであり、今後とも、同プランに基づき着実に推進していく。(保健福祉局)
- 3 介護が必要な高齢者に対するプライバシーの侵害や虐待は、高齢者の人権侵害であることから、あらゆる機会をとらえて積極的な広報、啓発を推進していく。(保健福祉局)
- 4 介護が必要な高齢者に関し、特に痴ほう性高齢者の財産管理を含む人権擁護問題について国において法改正等が検討されており、本市も検討を進めていく。
平成12年に民法の一部改正が施行され、痴ほう性高齢者等の財産管理を含む人権擁護対策として、成年後見制度が成立しており、同制度の利用援助のため、身寄りのない痴ほう性高齢者等の市長による審判請求の実施化や、「2015年の高齢者介護」(厚生労働省)の報告書・介護制度改革の動向を見据えて、高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて取り組む。
また、高齢者虐待問題については、児童虐待同様に早期介入など踏み込んだ対処が必要であるため、虐待防止の体制等の法的整備について、平成15年に国への要望を行ったところであり、同年6月に開設した高齢者の権利擁護の中核施設である「京都市長寿すこやかセンター」(専門機関)や関係機関との連携を図りながら引き続き取組を進めていく。(保健福祉局)
- 5 平成16年10月に「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」を施行し、建築物の福祉環境整備を一層促進する。(都市計画局)
- 6 これまで「京都市公営住宅ストック総合活用計画」等に基づき、市営住宅の建替事業、改善事業において、高齢者に配慮したハード整備を実施し、今後も継続して取り組んでいくが、高齢者が自立し、生きがいのある健やかな暮らしを実現できるためのソフト的な支援についても取り組んでいく。(都市計画局)
- 7 高齢者の安全で安定した居住を確保するため、高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進を図ってきた(認定戸数:平成15年度末190戸)。今後は入居者の需要が高い交通利便性の高い地域等での供給を促進していく。(都市計画局)
- 8 総合的な学習の時間での福祉をテーマにした学習や学校行事における高齢者との交流、高齢者福祉施設の訪問など、各学校それぞれで、高齢者に関わる取組を実施しており、今後とも地域と

一層連携しながら取組を推進する。(教育委員会)

- 9 中学生がそれぞれの興味・関心に応じた奉仕体験・職場体験などに取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を中学校と総合養護学校で継続して実施し、中学生と高齢者との交流の機会を拡充する。(教育委員会)
- 10 高齢者をはじめとして、様々な職業や分野についての豊富な知識や経験、技能を有する方々に、ボランティアとして学校の教育活動に協力していただくとともに、お住まいの校区以外の学校での学習を支援していただける方々を登録し、学校からの申請に基づき派遣するという「学校支援ボランティアのネットワーク化」をより一層推進する。(教育委員会)

4. 障害者

行動計画策定以降の法制度等の動向

〔保健福祉関係〕

〔身体障害・知的障害〕

1 国の動向

平成 14 年 「障害者基本計画」, 「重点施策実施 5 か年計画」

2 京都市の動向

平成 15 年 「京都市障害者施策推進プラン」策定

〔精神障害〕

1 国の動向

平成 11 年 「精神保健福祉法」改正

平成 15 年 「心身喪失者医療觀察法」成立

2 京都市の動向

平成 11 年 「京都市こころのふれあいプラン」策定

平成 15 年 「京都市障害者施策推進プラン」策定

〔教育関係〕

1 国の動向

平成 13 年 「21 世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～(最終報告)」

平成 15 年 「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」

2 京都市の動向

平成 11 年 「養護育成教育の今後のあり方について～養護学校の再編に向けた基本的方向(報告)」

平成 14 年 「学校における人権教育をすすめるにあたって」

平成 14 年 すべての養護学校に養護育成教育相談センターを開設

平成 15 年 「学習障害 (LD), 注意欠陥 / 多動性障害 (ADHD), 高機能自閉症等による教育的ニーズのある児童生徒の指導の在り方について(提言)」(京都市特別支援教育専門家会議)

平成 15 年 北総合養護学校竣工 (平成 16 年 総合養護学校再編・高等部職業学科の開設)

平成 16 年 平成 9 年度から 8 年間で育成学級を延べ 192 校 369 学級新增設(小・中学校共に設置率約 90%)

課題

- 物理的な障害のほかに、無理解、無関心といった問題が依然として存在している。また、精神障害に関する誤った知識や偏見が存在している。(保健福祉局)

- 2 心のバリアを取り除き，ノーマライゼーションの理念を実現していくためには，市民が障害の有無にかかわらず地域の中でともに生活し，活動できる社会であること，障害のある市民の適性と能力に応じた就労，雇用の促進等においても，障害のある市民の参加や利便が配慮されることが必要であるが，現状では必ずしも十分ではない。（保健福祉局）
- 3 総合養護学校を小・中学校に在籍するLD等特別な教育的支援の必要な子どもをはじめ，障害のある子どもの支援・相談の拠点とする。総合養護学校と小・中学校等との連携を図るが，その体制整備が急務である。（教育委員会）
- 4 「企業就職」を希望する高等部生徒や保護者のニーズに応える取組の充実が求められる。（教育委員会）

今後の方針

- 1 障害に対する理解の促進を求める声が依然多いことなどを考慮し，障害者施策7分野の1番目に「人権の尊重と理解・協働の促進」を掲げた「京都市障害者施策推進プラン」に基づき，障害の有無にかかわらず，すべての市民が個人として厚く尊重され，いきいきと活動しながら，相互に支え合い安心してくらせるまちづくりを推進する。

【基本的な考え方】

- ア 障害の有無にかかわらず，すべての市民が個人として厚く尊重される
- イ 障害の有無にかかわらず，すべての市民がいきいきと活動する
- ウ 障害の有無にかかわらず，すべての市民が相互に支え合い安心してくらす

【施策体系】

- ア 人権の尊重と理解・協働の促進 …権利擁護ネットワークの推進，こころの健康パートナー活動の推進
 - イ 相談支援と情報提供 …障害者地域生活支援センターの拡充，整備，障害者ケアマネジメントの推進
 - ウ 福祉サービス …ホームヘルプサービスの充実，デイサービス事業の充実
 - エ 保健・医療 …こころの健康づくりの推進，重症心身障害児（者）通園事業の充実
 - オ 教育・育成 …育成学級，通級指導教室の指導の充実，普通学級に在籍する学習障害等の児童，生徒への教育的対応
 - カ 雇用・就労の促進と経済的支援…職業リハビリテーション体制の充実，障害者就業，生活支援センター事業
 - キ 生活環境の整備と生活の質の向上…交通バリアフリーの推進，情報機器の利用の促進
- （保健福祉局）

- 2 すべての市民が障害や障害のある市民に対する正しい理解と認識を深め，お互いに人権を尊重しあう市民意識の高揚を図るとともに，判断能力が不十分な障害のある市民の権利擁護システムの推進を図っていく。また，障害のある市民の学習の機会の充実等にも務める。このため，啓発・広報や，権利擁護，更に，こころのふれあい交流サロンの充実など協働と交流の推進等に努める。（保健福祉局）

- 3 障害のある子ども一人一人がその可能性を最大限に發揮して、自立と社会参加することを目指し、個に応じた教育の充実に努める。(教育委員会)
- 4 L D等特別な教育的支援の必要な子どもをはじめ、障害のある子どもの就学前から卒業後までの生涯にわたる総合的な支援を行うために、効果的な支援体制を構築し、既存の組織を活用し、充実させるとともに、他機関の連携を図る。(教育委員会)
- 5 高等部職業学科開設に伴い、働く意欲を培い、働くためのより専門的な知識や技能を生徒が身につけることができるよう取組の充実を図る。(教育委員会)

5. 同和問題

行動計画策定以降の法制度等の動向

1 国の動向

平成 13 年 「地域改善対策事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（一部改正）」の法期限

2 京都市の動向

平成 11 年 「パートナーシップによる住環境整備指針」策定（都市計画局）

平成 13 年 全 62 事業の見直し完了、特別施策としての同和対策事業終結（文化市民局）

平成 13 年 企業のための人権ハンドブック「共生の社会へ」発行（産業観光局）

平成 13 年 人権問題連続講座開催（産業観光局）

平成 13 年 「すまい・まちづくり活動支援制度」創設（都市計画局）

平成 13 年 「改良住宅等ストック総合活用計画」策定（都市計画局）

平成 13 年 全学習センターの共同利用化（教育委員会）

平成 14 年 「特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組」取りまとめ、法期限後の同和問題の早期解決に向けた本市の取組の方向性，在り方を示す。（1月）以後、一般施策により、同和問題の早期解決に向けた取組を推進（4月～）（文化市民局）

平成 14 年 企業向け人権研修マニュアル「人権ソリューション」発行（産業観光局）

平成 14 年 「学校における人権教育をすすめるにあたって」（教育委員会）

課題

1 市民の人権問題に関する意識はかなり高まってきている。一方、結婚差別やインターネット上での劣悪な書き込みなどの差別事象が依然として存在している。（文化市民局）

2 教育については、学力及び進路の実態は大きく改善され、進学率も大きく向上した。しかし、高校非卒業率及び大学進学率は、全市平均と比較すると、依然として格差が残っている。（文化市民局）

3 住環境は基本的に大きく改善されたが、引き続き改善が必要な箇所が残っている。（文化市民局）

4 同和問題解決の障害となっている「えせ同和行為」が依然として存在している。（産業観光局）

5 初期に建設した改良住宅等については、狭小・老朽化により建て替えを検討する時期にきていく。（都市計画局）

6 新旧住棟間の設備面での格差が生じている。（都市計画局）

7 中間所得者階層の地区外流出による地区活力の低下が生じている。（都市計画局）

8 住民のまちづくり組織との連携強化が必要である。（都市計画局）

- 9 同和地区児童・生徒の学力、進路の実態は、高校進学率に象徴されるように大きく向上しているものの、学年進行に伴い低学力層に偏る傾向、高校非卒業率などの課題が残されている。(教育委員会)
- 10 同和地区の人口移動に伴い、地域コミュニティの崩壊が危惧される。(教育委員会)
- 11 同和地区児童・生徒を取り巻く状況は、全体として一定向上してきているものの、経済的にも教育・文化的にも厳しい条件におかれている家庭も見られ、それらの割合はむしろ増加してきている。(教育委員会)
- 12 特別施策が終結したことで「同和教育は終わった」「同和問題は解決した」というとらえ方や意識が急速に広がりつつあり、同和問題や同和教育を意識的に避けて通ろうとする傾向も一部には生じている。(教育委員会)
- 13 保護者の同和問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識は深まりつつあるものの、一人一人の人権を尊重するという考え方が生活の中に定着するまでには至っていない。また、一部の保護者の中には同和問題がすでに解決したかのような意識や誤解が生じている。(教育委員会)

今後の方針

- 1 市民の人権問題に関する意識はかなり高まっている。しかし、結婚差別やインターネット上の劣悪な書き込みなどの差別事象が依然として存在しており、人権教育・啓発に関する取組の強化を図る。(文化市民局)
- 2 教育については、学力及び進路の実態は大きく改善され、進学率も大きく向上した。今後は、これまでの取組の成果を損なうことのないよう、一般施策を通じて課題の解消に向け取り組んでいく。(文化市民局)
- 3 住環境については、基本的に大きく改善された。今後はこれまでの成果が損なわれることのないよう、広く市民を対象とする一般施策を通じて課題の解消に向け取り組んでいく。(文化市民局)
- 4 公正な採用選考については、一定の理解が浸透していると考えられるが、地道な啓発活動を進める。(産業観光局)
- 5 企業も地域社会を構成する一員であり、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、地域における啓発活動に積極的に取り組んでもらうよう働きかける。(産業観光局)
- 6 「パートナーシップによる住環境整備指針」に示された方針・方向性に基づき、地区住民とのパートナーシップの下、各地区の実態を踏まえた良好な居住環境の形成、健全なコミュニティの維持・発展、周辺地域との交流を図り、「住み続けられるまち」を目指して住環境整備施策を展開していく。(都市計画局)
- 7 基礎的・基本的学力を身につけるための取組が各校においてなされているが、充分な効果をあ

げるには至っておらず、自らの力で課題を解決する力の育成を基本に据え、子供達一人一人の課題を的確に把握し、個々の課題に応じて学習や生活の自立を支援していく取組を進める。(教育委員会)

- 8 学習施設については、地域に開かれた施設として子ども達の同士の相互刺激・切磋琢磨の観点から多様な学習や活動を推進してきたが、主体的な利用は不十分である。今後は地域の教育センターとしての機能をさらに高めていく。(教育委員会)
- 9 学校において幅広い人権学習を通して、あらゆる差別を許さない社会の実現を目指して積極的に行動できる子どもを育成することを目指してきたが、十分な成果は上がっておらず、同和問題指導や発達に応じた人権に対する認識を育てる指導の指導計画・内容・方法の再検討を行う。(教育委員会)

6. 外国人

行動計画策定以降の法制度等の動向

1 国の動向

平成 12 年 外国人登録法の改正による指紋押捺制度の全廃等が実現（4月～）

平成 16 年 外国人学校卒業生（一部を除く）への大学入学資格付与

2 京都市の動向

平成 11 年 希望する外国籍児童・生徒を対象として卒業証書の発行年月日に西暦を表記

平成 11 年 「指導の重点」に外国人教育の項目を設定

平成 11 年 京都市立小中学校外国人児童・生徒等に対する日本語指導講師派遣

平成 11 年 在日韓国人を小学校教員として採用

平成 12 年 在日韓国人を中学校教員として採用

平成 12 年 京都市職員採用試験の受験資格から「国籍条項」を部分的に撤廃

平成 12 年 外国籍市民施策懇話会ニュースレターの発行（8月～）

平成 13 年 市職員の採用に係る国籍要件の緩和

平成 14 年 「学校における人権教育をすすめるにあたって」

平成 16 年 医療通訳派遣事業の実施

課題

- 1 本市における外国人登録者数は、ほぼ横ばいの状態であるが、韓国・朝鮮籍の人口が減少傾向にある一方、中国籍やフィリピン籍等の新定住外国籍市民が増加するなど、民族、国籍が多様化しており、それに伴い問題も多様化している。（総務局）
- 2 新定住外国籍市民は、言葉や文化の違いから、地域社会において孤立する傾向があり、言葉の壁により生じる問題への対応や、多言語での行政情報の提供等、それぞれの状況に応じたきめ細かな対応が求められている。（総務局）
- 3 市民レベルでの国際交流などにより、異文化に対する理解はかなり深まっているものの、日本人拉致事件を契機とした在日韓国・朝鮮人を誹謗する差別落書きの頻発等、差別や偏見はいまだ解消していない。（総務局）
- 4 外国人教育が国際理解の色彩が濃くなりつつあり、「在日韓国・朝鮮人」に対する民族差別をなくす教育という意識が薄くなっている。（教育委員会）
- 5 在日韓国・朝鮮人に対する民族的偏見や差別意識は、日常生活上では見えにくくなってきたが、何か問題が起こると差別的な言動となって表面化する状況がある。（教育委員会）
- 6 外国人児童・生徒の学力や進路希望または卒業後の状況を踏まえた取組が不十分である。（教育委員会）

今後の方針

- 1 在住外国人を「外国籍市民」と位置付け、市政参画の拡充を図るなど、外国籍市民施策については着実に市民に浸透している。今後は、「京都市外国籍市民施策懇話会」の運営をはじめ、各種啓発活動等を通じ、「共生のまち」の実現に向けた施策の充実に努める。(総務局)
- 2 日本の言葉や文化に不慣れな外国籍市民に対する情報提供等については、多言語によるパンフレットの発行や、弁護士や行政書士による相談窓口の整備など着実に取り組んできた。今後は、医療現場における言葉の障害の解消をはじめとする、外国籍市民それぞれの状況に応じたきめ細かな対応に努める。(総務局)
- 3 外国人問題の歴史的経緯、現状と課題についての認識の深化と、課題解決に向けた実践につながる研修の充実を図る。(教育委員会)
- 4 自国の文化や伝統を理解するとともに、アジアの近隣諸国をはじめ様々な国の文化や伝統についても理解し、それぞれの主体性を認め、互いに理解・尊重し、差別のない社会を目指して共に生きていこうとする態度を養う。(教育委員会)
- 5 外国人児童、生徒の学力の向上と個性の伸張を目指した取組を推進する。(教育委員会)
- 6 日本語能力の向上や学力の定着とともに、円滑な日常生活を目指し、家庭との連携を図りながら、学校体制としての取組を充実させる。(教育委員会)

7. H I V感染者

行動計画策定以降の法制度等の動向

1 国の動向

U N A I D S (国連合同エイズ計画)が提唱した世界エイズデーにあわせてエイズに関する正しい知識の普及・啓発活動を実施(1988年~)

2 本市の動向

平成7年 「京都市エイズ対策基本方針」策定

平成14年 文部科学省の「エイズ教育(性教育)推進地域事業」の指定(~16年)

平成14年 性教育・エイズ教育指導資料を作成

平成14年 「学校における人権教育をすすめるにあたって」

課題

- 1 エイズの流行拡大を防止するためには、患者・感染者への偏見や差別をなくし、感染者の潜在化を防ぐことが大切であり、市民一人一人が自らのこととして考えていかなければならない問題である。(保健福祉局)
- 2 近年、わが国におけるH I V感染者、エイズ患者の数は、先進国の中で唯一増加傾向が見られ、積極的な予防施策を講じることが急がれている。また、学校教育だけでなく、学校・家庭・地域が連携したエイズ教育(性教育)の充実が重要となっている。(教育委員会)

今後の方針

- 1 疾病や感染防止に対する正しい知識の普及や啓発、患者・感染者に対する理解や偏見の是正を目的とした施策を推進するとともに、患者・感染者が安心して受けられる医療体制を確立していく。(保健福祉局)
- 2 性行為による感染が急増している現状から、若年層を中心とした感染防止のための啓発活動を強化する必要があるほか、検査・相談体制についても、市民がより受けやすい体制づくりを推進する。(保健福祉局)
- 3 子どもたちの性に関する意識や実態を的確に把握し、実態に即したエイズ教育を、学校・家庭・地域の連携の下に推進していく。(教育委員会)

8 - 1 現代の社会における多様な人権問題（O157 感染者、医療分野）

主な動向

（保健福祉局）

〔O157による患者〕

- ・疾病や感染防止に対する正しい知識の普及啓発

〔インフォームド・コンセント等医療分野における人権問題〕

1 国の動向

- ・平成9年12月の医療法改正により、インフォームド・コンセントに係る努力義務が規定される。

課題

- 1 社会情勢の変化に伴い、新たに生じた多様な人権問題については、法整備が伴わないことも多く、行政として可能な対応について積極的に検討していく必要がある。（保健福祉局）

今後の方針

- 1 多様な人権問題について、各所属の所管業務の中で可能な限り対応していく。（保健福祉局）

8 - 2 現代の社会における多様な人権問題（ホームレス）

主な動向

1 国の動向

平成 14 年 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」

平成 15 年 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」

2 京都市の動向

平成 16 年 「京都市ホームレス自立支援等実施計画」(7 月)

課題

1 自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされていること自体が、健康で文化的な生活が保障できておらず、人権問題といえることから、その解消が急務である。(保健福祉局)

2 ホームレスの実情についての理解が不足していることに起因する、偏見や差別、嫌がらせ等が発生するおそれがあり、ホームレスに対する理解の促進、人権擁護啓発が必要である。(保健福祉局)

今後の方向

「京都市ホームレス自立支援等実施計画」に基づき、各種施策を推進する。

【同計画の三つの柱】

- (1) 自立支援施策の推進…就労による自立を支援する施設である「自立支援センター」の設置を中心とした、個々のホームレスの自立支援施策の推進
- (2) 総合的な支援…生活相談等による各種ニーズの把握と、関係行政機関の密接な連携による総合的な支援の実施
- (3) 地域社会における理解と民間団体等との連携による支援…地域社会の理解と民間団体等との連携を通じて、ホームレスの地域での自立を支援

【重点取組項目と概要】

ホームレス自立支援事業の推進…ホームレス自立支援センターの設置

就業機会の確保……………職業相談員等による相談、事業主等に対する啓発等

安定した居住場所の確保……………保証人斡旋事業、賃貸住宅の情報提供等

生活相談等による各種ニーズの

把握と個別事情に即した支援……ホームレス自立生活支援員の配置等

保健及び医療の確保……………結核検診等の実施等

生活保護法による保護の実施……状況に応じた適切な保護

ホームレスへの理解の促進と人権擁護……地域での人権啓発の推進

ホームレス等の安全確保……………地域安全活動の実施

地域における生活環境の改善……公共施設の適正な利用の確保

地域及び民間団体等との連携…民間団体等との連携の強化 (保健福祉局)